



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 高山 俊 隆
 コード番号 5929 東証 1 部
 問合せ先 常務執行役員総務部長 佐塚 達人
 (TEL 03-3346-3019)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の当社第 79 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

代表取締役と役付取締役の関係を整理するとともに、取締役会および監査役会の招集手続きを迅速化するため、第 23 条（役付取締役および代表取締役）、第 24 条（取締役会の招集）および第 32 条（監査役会の招集）の変更を行い、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(株主総会の招集者) 第 16 条 <条文省略>	(株主総会の招集権者) 第 16 条 <現行どおり>
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(役付取締役および代表取締役) 第 23 条 取締役会の決議により、 <u>取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。</u> ② <u>取締役社長は会社を代表する。</u> ③ <u>取締役会の決議により、取締役社長のほかに会社を代表する取締役を選定することができる。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 <u>取締役会はその決議により、代表取締役を選定する。</u> <削 除> ② <u>取締役会はその決議により、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各 1 名を選定することができる。</u>
(取締役会の招集) 第 24 条 <条文省略> ② <u>取締役会の招集は会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し、その通知を発しなければならない。</u> ③ <条文省略>	(取締役会の招集) 第 24 条 <現行どおり> ② <u>取締役会の招集は会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し、その通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u> ③ <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="204 309 767 338">第 5 章 監査役、監査役会および会計監査人</p> <p data-bbox="165 409 363 439">(監査役会の招集)</p> <p data-bbox="148 443 826 510">第 32 条 監査役会の招集は、会日の 3 日前までに各監査役 に対し、その通知を発しなければならない。</p> <p data-bbox="225 544 427 573">② <条文省略></p>	<p data-bbox="898 309 1461 338">第 5 章 監査役、監査役会および会計監査人</p> <p data-bbox="861 409 1059 439">(監査役会の招集)</p> <p data-bbox="844 443 1525 544">第 32 条 監査役会の招集は、会日の 3 日前までに各監査役 に対し、その通知を発する。ただし、緊急を要す <u>る場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="920 548 1155 577">② <現行どおり></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日（木曜日）

以 上